

趣旨説明

岡崎, 敦

九州大学大学院人文科学研究院 | 九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻

<https://hdl.handle.net/2324/2197529>

出版情報: シンポジウム「オープンデータと大学」, 2019-01-30. Department of Library Science,
Graduate School of Integrated Frontier Sciences, Kyushu University

バージョン:

権利関係:

2019年1月30日、於九州大学中央図書館

シンポジウム 「オープンデータと大学」

主催：九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻

共催：九州大学附属図書館、九州大学大学文書館、九州大学大学院人文科学研究院

後援：九州地区大学図書館協議会、日本学術振興会科学研究費「デジタルヒューマニティーズを促進するオープンデータ環境およびシステム基盤の構築」(代表・石田栄美)、「国際化、情報化環境における歴史資料の公共的利活用と管理に関する基礎的研究」(代表・岡崎敦)



九州大学

シンポジウム「オープンデータと大学」

趣旨説明

岡崎敦

九州大学大学院人文科学研究院

統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻



九州大学

はじめに

-1: 開催趣旨

「情報の共有を促進するオープンデータの動きは、多様なニーズに対応する新しいサービスの開発を加速化させる一方、情報管理のあり方自体を根本的に変えようとしている。

大学をはじめとする研究、教育、情報管理機関においても、従来のような単なる紙媒体資料のウェブへの公開に留まらない、より進んだ連携への動きが進みつつある。

ここでは、特に人社系データの共有問題を、その具体的な制度、管理運営上の課題とも関連づけながら、現状を整理するとともに、課題について検討し、認識の共有をはかることを目指す。」

(企画書より)

はじめに

-2: 主催組織の紹介

1) 大学院統合新領域学府 **ライブラリーサイエンス専攻(LSS)**

2011年MC, 2013年DC設置

「**ユーザーの視点に立った情報の管理と提供**を確保し、同時「**知の創造と継承**」を支えるあらたな「場」(これを「**ライブラリー**」と呼びます)を科学します。情報の収集・活用により創造された知は、記録され、継承されてこそ、**あらたな知の創造へと展開**することができます。

ここでは、**ライブラリー＝図書館**という固定観念を超えて、**図書文献資料、文書記録資料(アーカイブス資料)等の別なく、統合された方法論**にもとづき、**情報管理・提供のあたらしいステージ**を開拓します。」

＝**公共空間における情報の適正な管理と提供の研究、社会や組織の様々な場で担う専門職の養成**

はじめに

-2: 主催組織の紹介

2) 附属図書館

三つの目的

1. 大学における教育研究の基盤施設として、学術情報を収集・組織化・保管し、これを利用者の研究・教育・学習のための利用要求に対し効果的に提供することを目指す。

2. 電子化資料の整備を進めること。学術情報の創造・発信とその世界規模での共有という新たな機能を充実し、さらに昨今の急激な電子化・ネットワーク化の動きに対応して、オンラインジャーナルへのアクセスを確保するという情報配信機能の整備。

3. 大学の新しい機能と組織に対応した大学図書館を構築・運営し、大学改革と活力ある大学づくりに積極的に寄与すること

はじめに

-2: 主催組織の紹介

3) 大学院人文科学研究院

4) 科学研究費助成研究

「デジタルヒューマニティーズを促進するオープンデータ環境
およびシステム基盤の構築」(代表者・石田栄美)

「国際化、情報化環境における歴史資料の公共的利活用と
管理に関する基礎的研究」(代表者・岡崎敦)

はじめに

はじめに

1. 「オープンデータ」の定義
2. オープンデータの諸射程
3. オープンデータと「大学」: 何が問題か

おわりに

1. 「オープンデータ」の定義

-1: 総務省『オープンデータ基本方針』(2017年)

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、**国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)**できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で**公開されたデータ**をオープンデータと定義する。

1. 営利目的、非営利目的を問わず**二次利用可能なルールが適用**されたもの
2. **機械判読**に適したもの
3. **無償で利用**できるもの

1. 「オープンデータ」の定義

-2 : Open Knowledge International (since 2004)

Open Definition

1. オープンな作品

1.1 オープンなライセンスあるいは状態

1.2 アクセス

1.3 機械可読性

1.4 オープンな形式

Open Data Handbook

利用、アクセス可能

再利用、再配布可能

誰でも利用可能

～オープンデータの定義はかなり広く、融通無碍であること自体に意味と特徴がある？ その性格には多様な側面

2. オープンデータの諸射程

-1: デジタルアーカイブ

1) 「**グーグルブックス**」: Google: 1998年起業、2003年「**グーグルブックス**」、05年合衆国で集団訴訟

2) EU **Europeana**: 2005年プロジェクト開始、08年公開開始

3) 日本: **国立国会図書館** 2007年デジタルアーカイブポータル
デジタルアーカイブ学会 2017年設立

九州大学教育研究評議会『九州大学オープンアクセス方針』(平成28年1月19日)

日本学術振興会『独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針』(平成29年3月9日)

4) **コモンズ**: Creative Commons クリエイティブ・コモンズ: 2001年設立

～リポジトリ。技術的、法制度、管理責任などの課題

2. オープンデータの諸射程

-2: 公共部門のオープンデータ開放

1) アメリカ合衆国

オバマ政権による、2009年1月「**Transparency and Open Government**」覚書(透明性、国民参加、協業の3原則)

5月「Open Government Initiative」

12月「Open Government Directive」: 政府保有情報の提供(ポータルサイト)、連邦政府のクラウド利用促進

政府情報のオープンデータ化(2013年5月大統領令)

～**政治の透明性と信頼性、運営の効率化、経済成長・イノベーション、雇用創出**

2. オープンデータの諸射程

-2: 公共部門のオープンデータ開放

2) EU

2003年に欧州委員会(EC)により「**公共セクター情報の再利用指令**」(PSI Directive: Re-use of public sector information directive)が採択(2013年改正)

2011年12月 欧州オープンデータ戦略発表

2012年12年 EUオープンデータ・ポータル開設

2015年にはオープンデータを活用するスタートアップを育成するためのプログラム「ODINE」実施

2. オープンデータの諸射程

-2: 公共部門のオープンデータ開放

3) オープンデータ憲章

2013年にイギリスのロックアーンで開催されたG8で採択

1: 原則としてのオープンデータ: 政府のデータすべてを, 原則として公表

2: 質と量: 包括的かつ正確な質の高いオープンデータを公表

3: すべての者が利用できる

4: ガバナンス改善のためのデータの公表

5: イノベーションのためのデータの公表

2. オープンデータの諸射程

-2: 公共部門のオープンデータ開放

4) 日本

2012年: 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部)「**電子行政オープンデータ戦略**」

2016年: IT戦略本部「【オープンデータ2.0】の推進】官民一体となったデータ流通の促進 ～課題解決のためのオープンデータの「実現」～」

2016年12月: 官民データ活用推進基本法

2017年5月: IT戦略本部「オープンデータ基本方針」

2018年6月閣議決定「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

～公共部門のオープンデータ開放・利活用: 経済成長。プラットフォームとしての政府」。ニューパブリックマネジメント」: 行政改革、小さな政府

2. オープンデータの諸射程

-3: 科学の場でのオープンデータ

0) 2004年OECD加盟国科学担大臣合意(2007年 OECD Principles and Guidelines for Access to Research Data from Public Funding)

1) デジタル・ヒューマニティーズ(情報学技術を利用した人文学)

60年代に、テキスト用例研究、データベース構築と統計学的処理が流行。80年代以降下火に。コルプス収集・構築問題、研究者の直感の再確認以上の成果が出ない。

状況の変化: インターネットとパソコンの一般化=ビックデータ、オープンデータが、人間の思考の限界を超える情報処理を可能に

~ 人文系科学における暗黙知(作業、検証手順、手続き)の明確化と機械化。検索、マイニング、画像認識

2. オープンデータの諸射程

-3: 科学の場でのオープンデータ

2) 「集合知」のインフラとしてのオープンデータ(Michael Nielsen): 情報コモンズ

2009年ポリマスPolymath・プロジェクト(Timothy Gowers, Cambridge Univ.)
: オンライン・コラボレーション

3) 研究不正問題と研究証跡保存

2014年STAP細胞問題、および博士論文審査問題

九州大学『研究データの保存等に関するガイドライン』(平成27年8月18日)

2. オープンデータの諸射程

-3: 科学の場でのオープンデータ

科学のオープン化

研究成果のオープン化と、研究データの公開

科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会『学術情報のオープン化の推進について(審議まとめ)』(平成28年2月26日)

3. 研究成果の公開についての基本的方策

(1) 論文のオープンアクセスについての取組

(2) 論文のエビデンスとしての研究データの公開

2. オープンデータの諸射程

-4: 公共空間におけるオープンデータ問題

1) オープンサイエンス

国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター

理念的側面: 企業や一般市民とのコラボレーションも多くなり、
社会の課題解決や学際領域の研究も拡大 一般市民との研究活動を「市民科学 (citizen science)」

行政的側面: 研究活動の多くは国費により負担され、そこから生じる研究成果は広く国民や社会に還元していくべき

～「**学際研究**」、研究領域の新規開拓などへの刺激

～「**学問**」の垣根の下降化: 「**誰でも科学者**」 ～**専門家とは誰か**

～**公共空間**における科学の位置づけ

2. オープンデータの諸射程

国立研究開発法人科学技術振興機構『オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針』(平成29年4月1日)

「オープンサイエンスが進むことにより、あらゆるユーザーが研究成果を広く利用することが可能となり、新たな協働による知の創出が加速され、新たな価値を生み出していくことが可能となることや、社会に対する研究プロセスの透明化や研究成果の幅広い活用が図られ、こうした協働に市民の参画や国際交流を促す成果も見込まれるといった潮流を踏まえて、公的資金による研究成果については、その利活用を可能な限り拡大することを我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする」

I. 研究成果論文のオープンアクセス化について

II. 研究データの取扱いについて(データマネジメントプランの作成)

2. オープンデータの諸射程

-4: 公共空間におけるオープンデータ問題

2) **社会のイノベーション**のための重要手段

閣議決定『科学技術基本計画』(平成28年1月22日)

第5期科学技術基本計画の4本柱

- i) **未来の産業創造と社会変革**に向けた新たな価値創出の取組
- ii) **経済・社会的課題**への対応
- iii) **科学技術イノベーション**の基盤的な力の強化
- iv) イノベーション創出に向けた**人材、知、資金の好循環システム**の構築

科学技術基本計画の推進にあたっての重要事項

- i) 科学技術イノベーションと**社会との関係深化**
- ii) 科学技術イノベーションの**推進機能の強化**

2. オープンデータの諸射程

-4: 公共空間におけるオープンデータ問題

2) 社会のイノベーションのための重要手段

閣議決定『科学技術基本計画』(平成28年1月22日)

科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

知の基盤の強化

- ① イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進
- ② 研究開発活動を支える**共通基盤技術、施設・設備、情報基盤の戦略的強化**
- ③ **オープンサイエンスの推進**

2. オープンデータの諸射程

-4: 公共空間におけるオープンデータ問題

2) 社会のイノベーションのための重要手段

閣議決定『統合イノベーション戦略』(平成30年6月15日)

第2章 知の源泉

- (1) Society 5.0 実現に向けた**データ連携基盤**の整備
- (2) **オープンサイエンスのためのデータ基盤**の整備
- (3) **エビデンスに基づく政策立案**／大学等法人運営の推進

2. オープンデータの諸射程

-4: 公共空間におけるオープンデータ問題

3) 情報共有社会の中での人権保護問題

EU, **General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)**
2016制定; 2018 施行) = 「第二の人権宣言」

1) 1995年「EUデータ保護指令 (Data Protection Directive)」

2) 適用範囲: **個人データ** = 個人に関係するあらゆる情報

個人データ処理 = EU域内の自然人に対する商品またはサービスの提供に関する処理活動

3) **責務と説明責任**: データの収集および利用目的について有効な同意; データ保護最高責任者; データ侵害、処罰; **消去権**; データ可搬性の権利

4) 標的: ソーシャル・ネットワークおよびクラウド事業者

3. オープンデータと「大学」: 何が問題か

-1: 組織情報の公開、共有の「主体」としての「大学」

1) 大学運営情報の公開

「オープン・ガバメント」。アカウントビリティ、CSR、組織外との連携

透明性と信頼性

2) 大学収集・構築情報の公開

運営、研究、教育等遂行のために収集・構築したデータ

3. オープンデータと「大学」: 何が問題か

-2: 高等教育、研究機関としての大学で「行われた(ている)」活動に関する情報管理の責任

1) **成果**の公開: 機関リポジトリ

2) **研究**データ: 研究証跡、情報コモンズ

3) **教育**データ: 教育の質改善のための最重要な根拠データ

~ 誰の責任と負担で?。証拠となる資料・情報、プロセスの適性を証明する資料・情報

3. オープンデータと「大学」: 何が問題か

-3: 情報管理の**技術的・制度的問題とその責任体制**

1) **責任体制**

- 一元的管理か、多元的管理か
- 学内での完結か、学外との連携か
- 高等研究・教育の多様性と「学界」・「高等教育機関」連携の重要性

3. オープンデータと「大学」:何が問題か

-3: 情報管理の技術的・制度的問題とその責任体制

2) 専門組織、専門職の重要性

— **専門性**: グローバル標準への準拠、「情報管理」領域の更新スピードの速さ

— **情報管理機関のミッションの再定義**。大学全体を代表する責任体制の樹立と、合理的な機能性の保証

— コンテンツ好き、情報技術マニアを越える射程をもつ「**公共空間に於いて適正に責任をまっとうする、組織の情報管理**」

3. オープンデータと「大学」: 何が問題か

-3: 情報管理の技術的・制度的問題とその責任体制

3) 論点としての「自由」と「規制」のはざま

— オープンな流通、取扱がイノベーションを生む

— 個人の人権、社会秩序安寧のためのルールの明示化の必要性

— 「学問」の妥当性境界(学界、学問の垣根)の動揺と、高等研究機関・研究者の再定: 学界、専門家とは何か

おわりに

-1: 本日のプログラム

14時～14時40分 中村覚(東京大学情報基盤センター)

14時40分～15時20分 南山泰之(東京財団政策研究所)

15時20分～35分 休憩(15分)

15時35分～16時 畑埜晃平(九州大学)

16時～17時 パネルディスカッション

司会: 石田栄美

おわりに

-2: 講師の紹介

中村覚先生: 東京大学情報基盤センター助教

「東京大学デジタルアーカイブズ構築事業におけるオープンデータに関する取り組み」

デジタルアーカイブ構築事業

「Linked Dataとデジタルアーカイブを用いた史料分析支援システムの開発」(2018)

平賀譲デジタルアーカイブを対象とした戦艦設計の変更分析（煙突本数の減少）原因と過程の整理

人文学研究の補助としての情報学利用 ⇒ 研究手続きの自動化と検証（情報収集、処理、結論導入、評価・検証）

おわりに

-2: 講師の紹介

南山泰之先生: 東京財団政策研究所 政策データラボ データ・ライブラリアン(2018年10月～)

「研究データ管理の動向及びデータ利活用に向けた課題整理」

情報・システム研究機構国立極地研究所 アーカイブ室、
情報図書室; 東京大学教養学部等 図書課(駒場図書館)

第49次日本南極地域観測隊 夏隊 設営一般(庶務)

「研究データ管理における機関リポジトリの可能性」(2016)
)『大学図書館研究』103

おわりに

-2: 講師の紹介

畑埜晃平:九州大学基幹教育院准教授

「くずし字のオープンデータとその活用」デジタル・ヒューマニティーズの実践例

コンピュータ・サイエンス、特に機械学習分野の研究

2018年3月までLSS専任教員

全体司会: **石田栄美**:LSS准教授

テキストの背後に潜む価値観を推定するための手法の開発
図書館、特に大学図書館のミッション、専門職養成